

# 熊本県立大津支援学校いじめ防止基本方針

熊本県立大津支援学校

## はじめに

この学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「熊本県いじめ防止基本方針」を踏まえ、学校が、家庭、学園、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたっていじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人として心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や、教職員、保護者、学園、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、学校、家庭、学園、地域、その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や学園、地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

#### (1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認にかかる児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮

が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、障がいの特性に応じて、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。また、いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくりあげることも未然防止の観点から重要である。

## **(2) いじめの早期発見**

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期段階から関わりを持ち、児童生徒たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、学園、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## **(3) いじめへの対処**

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。また、個々の事案に応じて、家庭や学園、教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、障がいの特性に応じて、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、

表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、すべての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（第2条）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめに」当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は学園や、放課後等デイサービス等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるにいたっていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行っ

た行為が、意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止等対策委員会」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

○冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○仲間はずれ、集団による無視をされる

○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

○金品をたかられる

○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止等対策委員会」

#### (1) 構成員

校長、教頭、事務長、主幹教諭、各学部主事、生徒指導主事、人権教育担当者、教育・自立支援部長、外部専門家

#### (2) 組織の役割

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

なお、「いじめ防止等対策委員会」を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

「いじめ防止等対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

##### ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の

問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(エ) いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

(イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(ウ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

（P D C Aサイクルの実行を含む。）

「いじめ防止等対策委員会」は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をするために置くものである。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行わなければならない。「いじめ防止等対策委員会」が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると判断せずに、直ちに全て「いじめ防止等対策委員会」へ報告・相談する。加えて、「いじめ防止等対策委員会」に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

### (3) いじめに関する情報の集約等に係る業務を担う担当者

「いじめ防止等対策委員会」におけるいじめに関する情報の窓口を一元化するため、「情報集約担当者」としての役割を「生徒指導主事」が担うものとする。

## 4 年間計画

### (1) いじめの未然防止の取組と実施時期

「いじめは、どの児童生徒にも起こりうる」という認識を持ち、好ましい人間関係や相手を思いやる豊かな心を育む取組に努める必要がある。そのために、児童生徒一人一人と向き合う時間を確保すると共に、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが必要である。

## ○「心のきずなを深める月間」（6月）の取組

期間・・・6月

取組・・・○生徒会によるアピール活動

○児童生徒同士が仲よく活動できる支援

○全児童生徒を対象にした「生活アンケート」調査

○自身の言動を考える機会とする「教職員振り返りチェックリスト」

○「くまもと家庭教育10か条」を各家庭に配布

## ○「いのちの大切さ週間」（7月）の取組

期間・・・7月12日を含む週

取組・・・○各学部で期日、内容を設定して、「いのちの大切さ」に関する授業の実施

・人や動植物の「命」に関する内容や自分の「命」を守るための内容

・自分の存在の大切さや夢や目標を持って人や社会のために役立とうとして生きることのすばらしさ（生きがい）を知る内容

・他者とのかかわりを大切にし、共に生きることのすばらしさを知る内容

○学部や委員会活動啓発活動の実施

○生活の中で安全への意識を高める支援や指導の実施

## ○人権学習（12月）の取組

期間・・・人権週間（12月上旬）

取組・・・各学部、各学年、各学級において子どもたちの発達段階や実情にあわせながら、「人権」をテーマに、指導内容・指導方法等決定する。その際、県教育委員会から出ている人権教育取組の方向および「命を大切に作る心」を育む指導プログラムを踏まえた上で実施する。

## （2）いじめの早期発見の取組と実施時期

### ○アンケート調査

- ・「心のきずなを深める月間」（6月）に、いじめの早期発見、早期対応のため、全児童生徒を対象に「生活アンケート」を実施する。もし、いじめが発見できた場合は早急にいじめの内容、対応等を「いじめ防止等対策委員会」に報告する。
- ・11月中旬から12月末までの間に全児童生徒を対象に、熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活を送るために～」を実施し、いじめの実態を把握するとともに、全ての児童生徒が安心して、楽しく学校生活を過ごせる学校づくりに取り組む。もしいじめが発見できた場合は早急にいじめの内容、対応等を「いじめ防止等対策委員会」に報告する。

### ○面談・相談

- ・年間4回（6月、9月、12月、2月）授業参観後に、保護者との個別面談を行い、教育支援計画、教育指導計画の確認と併せて、児童生徒の共通理解に努める。また、必要に応じて、上記以外にも随時面談を実施する。
- ・児童生徒からの訴えや、様子の変化が見られた場合には、迅速に該当する全児童

生徒を対象に個別面談を行う。もしいじめが確認できた場合は早急にいじめの内容、対応等を「いじめ防止等対策委員会」に報告する。

### ○チェックリスト

- ・「心のきずなを深める月間」（6月）に、「教職員振り返りチェックリスト」に全職員が記入して自身の言動を考える機会とする。記入後は感想を書いて生活指導部に提出する。
- ・保護者が家庭で児童生徒の様子を観察するための視点を示した「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」を11月に全家庭に配布し、12月の学級懇談会、個別面談等で活用する。

### （3）取組の評価、会議、校内研修等の実施時期

専門的な知識を有する関係者を加えた「いじめ防止等対策委員会」を、年3回以上実施し、取組の評価は3月に行う。いじめの疑いに係る情報があった時には「いじめ防止等対策委員会」を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応等を行う。

校内研修等は、年度当初に実施する。

## 5 いじめに対する措置

- 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合、当該いじめに係る情報は速やかに情報集約担当者に報告し、組織的対応を行う。学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整える。
- 各教職員は、学校いじめ防止基本方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない。
- 「いじめ防止等対策委員会」において情報共有を図った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## 6 発見されたいじめ事案への対応

### （1）いじめられた児童生徒への対応

- 個別に事実確認を行う。気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。事実確認が困難な場合には、周囲の児童生徒にも聞き取りを行う。
- 個人のプライバシーに十分配慮し、一緒に解決に向けて取り組むことを伝える。
- 前向きになれる言葉をかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する。
- 家庭・学園に発見した当日のうちに事実関係を連絡し、解決に向けて取り組むことを伝える。

### （2）いじめた児童生徒への対応

○個別に聞き取りを行う。いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、児童生徒の背景にも配慮し、指導する。事実確認が困難な場合には、周囲の児童生徒にも聞き取りを行う。

○心理的な孤立感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめられた側の気持ちを認識させ、一緒に解決に向けて取り組むことを伝える。

○家庭・学園に事実関係を説明し、再発防止に向けたよりよい解決と今後のかわり方等の方針を伝える。

### (3) 周りの児童生徒への対応

○当該児童生徒だけの問題にとどめず、全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止、発見、訴える側への転換を促す。

○「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示す。

### (4) 継続した対応

○いじめが解決したと見られる場合でも、連絡帳や日記等をとおして引き続き十分な観察を行い、必要に応じた指導を継続する。

○家庭・学園、専門家と連携し、当該児童生徒への心のケアに努める。

## 7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(1)及び(2)が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

イ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

ウ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

イ 特に、学園生活を送っている児童生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、



その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止等対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「いじめ防止等対策委員会」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

「いじめ防止対策推進法」第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 心身に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査を行う。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (2) 重大事態の発生と調査

○重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

○事実関係を明確にするため、重大事態に至る要因となったいじめ行為等について客観的な事実関係を調査する。

○児童生徒や家庭・学園への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

○調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

### (ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

当該児童生徒から十分に聴き取りを行うとともに、周囲の児童生徒や教職員にも聞き取りを行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する。聞き取りによる事実関係の確認とともに、いじめられた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聞き取り、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて学校の設置者が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図ったうえで、対応することが求められる。

### (イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが困難な場合

いじめられた児童生徒からの聞き取りが困難な場合（障がいの特性を含む）には、当該児童生徒の保護者、学園の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに着手する。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ、遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

### (ウ) 調査結果の提供及び報告

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者、学園に対して説明する。この情報の提供に当たっては適時且つ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者、学園に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者、学園に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、当該学校の設置者は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

【第1訂】平成26年3月

【第2訂】平成28年3月

【第3訂】令和3年 3月